○農林水産省告示第六百二十四号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第一条により指定された激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十二条第一項の区域は、次の表に掲げる区域であるから、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

都道府県名	市町村名	区域名
宮城県	名取市、岩沼市、仙台市	名取区域
	石巻市	大瓜西部区域、井内区域、女川区域、牧野巣区域
	東松島市	南区区域、五味倉区域、浜市区域、中下区域

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市庄内町一八四八の一・一一八四八の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、美川町一〇六三の一、北諸県郡三股町大字長田字堂ノ下三三三の三・都城市高城町有水字立野三七三九の七・高城町石山字園田一五三五の一・山田町山田字山ノ神三〇〇の一・三〇〇の四・字上椎屋六二六七の一・六三〇九の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字園田一五三五の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字五反田一二〇四の一二・一二〇四の一六・一二〇九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　保安林の所在場所　宮崎県小林市野尻町紙屋字五反田一二〇四の一二、一二〇四の一六、一二〇九

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字園田一五三五の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　宮崎県小林市野尻町紙屋字五反田一二〇四の一二、一二〇四の一六、一二〇九

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字五反田一二〇四の一二・一二〇四の一六・一二〇九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　京都府福知山市三和町菟原中小字長谷八五から八七まで、小字北谷六三、八八から九〇まで、九一の一、九一の二、九二、九三の一、九三の二、九四から九八まで、小字才ノ奥一〇二、一〇三、小字ノウ一五四、小字地主一五五、一五九、一六六、小字谷一五六の一、一五六の二、一五七、一五八、一五八の一、小字道ノ上一六七の一、一六七の三、一六七の四、小字ムセノモト一六八の一、南丹市日吉町畑郷奥山八の一・一〇の一・一〇の二・一二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字北谷六三・八八・小字ノウ一五四・小字谷一五六の一・一五六の二・一五七・一五八・一五八の一・小字道ノ上一六七の一・一六七の三・一六七の四・小字ムセノモト一六八の一・日吉町畑郷奥山八の一・一二の一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　京都府福知山市夜久野町小倉小字西谷四〇の一九から四〇の二三まで、舞鶴市字志高小字尾ノ内四八、四九、五〇の一、五〇の二、五一から五三まで、五三の一、五四から六一まで、六一の一、六二から六五まで、六五の一、六六、六七、一七一の一、一七一の二、一七二から一七六まで

二　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備